

FRP複合容器再検査基準の廃止に係る異議申し立てに係る決議（案）

1. 「FRP複合容器再検査基準」（KHKS016）は廃止とする。
2. 本委員会は、平成9年3月以前の通商産業大臣特別認可に基づき製造・輸入された繊維強化複合容器のうち、平成10年6月26日付通商産業省環境立地局保安課事務連絡により上記基準で再検査を行うべきこととされたものに係る再検査基準については、上記基準の廃止にかかわらず引続き上記基準をもって当該再検査基準とすることができることを確認し、付記する。